

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 7 月 12 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700033 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1700064 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 15 年 6 月 26 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

平成 15 年 6 月 26 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 6 月 26 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 6 月 26 日

年金事務所からの連絡により、A 社から平成 15 年 6 月 26 日に支払われた賞与の記録がないことを知った。平成 15 年 6 月 26 日に賞与が支払われ、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者及び A 社から提出された「賞与支給明細表 2002 年度分」(写)、請求者から提出された「賞与支給についてのお知らせ」(写) 及び預金通帳 (写) 並びに同社の回答により、請求者は、平成 15 年 6 月 26 日に同社から 1,370 万円の賞与の支払を受け、請求期間当時の厚生年金保険法第 24 条の 3 第 1 項で定める標準賞与額の上限額である 150 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (10 万 1,850 円) を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、A 社の閉鎖事項全部証明書によると、請求者は請求期間において、同社の取締役であったことが確認できるが、同社は、請求者について、社会保険事務には関与していなかったと回答していることから、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書の規定には該当しないものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、平成 15 年 6 月 26 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1700034号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1700065号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月

年金事務所からの連絡により、A社から平成15年7月に支払われた賞与の記録がないことを知った。平成15年7月に賞与が支払われ、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された「賞与支給明細表 2002年度下期分」(写)並びに同社の回答により、請求者は、請求期間に同社から630万円の賞与の支払を受け、請求期間当時の厚生年金保険法第24条の3第1項で定める標準賞与額の上限額である150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(10万1,850円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支給日については、A社の回答及び同社が加入しているB健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳(ハードコピー)の賞与支給日から、平成15年7月4日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月4日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。